

公益財団法人東京都道路整備保全公社建設工事共同企業体に対する発注取扱要綱

第1 趣旨及び目的

この要綱は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事に係る共同企業体（公社が発注する大規模建設工事の施工を目的として、当該工事ごとに結成される企業体をいう。以下「共同企業体」という。）の取扱いに関する必要事項を定めることにより、中小企業の受注機会の増大と技術の向上を図ることを目的とする。

第2 対象となる工事

公社が指名競争入札の方法により発注する工事で、1件当たりの予定価格が土木工事にあつては5億円以上（道路舗装工事にあつては2億5千万円以上、橋りょう塗装にあつては1億5千万円以上）、建築工事にあつては6億円以上、設備工事にあつては2億5千万円以上のものとする。ただし、工事主管部長が特に必要があると認める工事は、対象工事から除外する。

第3 施行方式

対象工事の工種、規模等により、上位等級（以下、「第1順位」という。）と下位等級（以下、「第2順位」という。）構成員が各々工事ごとに定めた出資割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し、一体となって施工する共同施工方式とする。

第4 構成員の数

共同企業体の構成員の数は、原則として2者とする。ただし、大規模・技術的難度の高い工事、その他特殊要因等がある工事については、構成員を2者以上とすることができる。

第5 構成員の要件

共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 構成員はいずれも、東京都における入札参加資格の有資格者であること。
- (2) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱及び公社競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等）にないこと。

第6 共同企業体の結成方法

共同企業体の結成方法は、自主結成方式とする。各順位の構成員は次の条件を満たす者とする。ただし、工事の性質等により、順位間の結成要件を別途定めることがある。

<第1順位>

- ・当該業種の格付け（東京都財務局競争入札参加資格の等級格付けによる。以下同じ。）が別表のとおりであること。
- ・特定建設業の許可を受けていること。
- ・本店、支店又は営業所が都内にあること。

<第2順位>

- ・当該業種の格付けが別表のとおりであること。
- ・本店、支店又は営業所が該当工事の施工場所の区市町村又は近隣にあること。

第7 構成員の出資割合

共同企業体の各構成員の出資割合は、第1順位70%、第2順位30%とする。ただし、必要があると認めるときは、各構成員の出資割合を別に定めることができる。

第8 共同企業体の資格審査申請及び審査

競争入札に参加しようとする共同企業体は、指定された期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 建設工事共同請負入札参加資格審査申請書
- (2) 建設工事共同企業体協定書
- (3) 各構成員の委任状
- (4) 復代理人を選任する場合は、委任状〔復代理人用〕

第9 存続期間

共同企業体は、発注工事の完成後においても残務整理等に必要な期間として、請負契約の履行後3ヶ月以上存続しなければならない。また、残務整理等終了後においても、当該工事につき契約不適合がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成26年12月15日以後に発注予定公表を行う工事案件から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表

1 土木工事

予定価格	5億円以上 6億円未満	6億円以上 10億円未満	10億円以上
第1順位	A又はB	A	A
第2順位	B又はC	A又はB	A

2 道路舗装工事

予定価格	2億5千万円以上 4億円未満	4億円以上
第1順位	A又はB	A
第2順位	B又はC	B

3 橋りょう塗装

予定価格	1億5千万円以上
第1順位	大企業又は中小企業
第2順位	中小企業

4 建築工事

予定価格	6億円以上 8億円未満	8億円以上 10億円未満	10億円以上
第1順位	A又はB	A	A
第2順位	B又はC	B	A

5 設備工事

予定価格	2億5千万円以上 4億円未満	4億円以上
第1順位	A又はB	A

第2順位	B 又は C	B
------	--------	---

(注) 発注工事の難易度等によって予定価格に対する各順位の格付が変わる場合があります。

(注) 大企業・中小企業は企業規模。

「大企業」……中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号にいう中小企業ではない企業（資本金が3億円を超えかつ従業員数が300人を超える企業）

。

「中小企業」…中小企業基本法第2条第1項第1号にいう中小企業（資本金が3億円以下又は従業員数300人以下の企業）。